〇七一〇・一〇	ばれいしょ	一〇％	八・五％
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		
〇七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇％	八・五％
〇七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇％	八・五％
〇七一〇・二九	その他のもの		
	枝豆	一〇％	六％
	その他のもの	一〇％	八・五％
〇七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇％	六％
〇七一〇・四〇	スイートコーン	一二・五％	一〇・六％
〇七一〇・八〇	その他の野菜		
	ごぼう	二〇％	一二％
	その他のもの	一〇％	六％
〇七一〇・九〇	野菜を混合したもの		
	スイートコーンを主成分とするもの	一二・五％	一〇・六％
	その他のもの	一〇％	六％
〇七一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
〇七一一・二〇	オリーブ	一五％	九％
〇七一一・三〇	ケーパー	一五％	九％
〇七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	一五％	九％
	きのこ及びトリフ		
〇七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	一五％	九％
〇七一一・五九	その他のもの	一五％	九％
〇七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび	一〇％	六％
	ごぼう	二〇％	一二％
	その他のもの	一五％	九％
〇七一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		
〇七一二・二〇	たまねぎ	一五％	九％
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ		
〇七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	一五％	九％
〇七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）	一五％	九％
〇七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	一五％	九％
〇七一二・三九	その他のもの		
	しいたけ	一五％	一二・八％
	その他のもの	一五％	九％
〇七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	スイートコーン		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	▽無税
	その他のもの	一キログラムにつき一五円	一キログラムにつき九円

	その他のもの		
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一五％	一二・八％
	その他のもの	一五％	九％
〇八〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
〇八〇五・一〇	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの（＊4）	二六・六％	一六％
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの（＊12）	五三・一％	三二％
〇八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種（＊4）	二六・六％	一七％
〇八〇五・四〇	グレープフルーツ		
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一二％	一〇％
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	二五％	一〇％
〇八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	五％	無税
〇八〇五・九〇	その他のもの		
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	五％	無税
	その他のもの	二〇％	一七％
〇八一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
〇八一〇・一〇	ストロベリー	一〇％	六％
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	一〇％	六％
〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一〇％	六％
〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	一〇％	六％
〇八一〇・五〇	キウイフルーツ	八％	六・四％
〇八一〇・六〇	ドリアン	一〇％	五％
〇八一〇・九〇	その他のもの		
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	一〇％	五％
	その他のもの	一〇％	六％
〇八一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
〇八一二・一〇	さくらんぼ	二〇％	一七％
〇八一二・九〇	その他のもの		
	バナナ		
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇％	二〇％
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％	二五％